

「去邪行正」印について

土橋 誠

1. はじめに

私印の研究は、荻野三七彦氏や門田誠一氏等の概説的な研究がある程度あったが^(注1)、1990年代後半から急速に進み、発掘調査の進展によって実物資料も増加するに至った。こういった経緯から、国立歴史民俗博物館が中心になり、日本の古印に関する共同研究がスタートし、『日本古代印集成』や『日本古代印の基礎的研究』に結実した^(注2)。この古印の研究の中で、官印だけではなく、私印についての研究も飛躍的に発展することになる。

私もこの共同研究に参加させていただき、私印について一文を草したことがある^(注3)。その時に気付いていたが、深く触れることの出来なかった印章がある。それがこの「去邪行正」印である。もちろん、実物の印が残されているわけではなく、古文書に印影として残るだけのものである。古文書は全部で3通あるが、いずれの文書も「按察使藤原有実家」から出されたもので、延喜13年の内に限られている。印章については、いわゆる家印として用いられているので、私印に分類される印章になる。

本稿では、この印章がどのような階層の者が使用し、どのような使われ方をしたかを通して、印章としての役割を考察するものである。まず考察に先立ち、私印の使用について、簡単に概観しておく。

2. 私印の位置づけ

律令の位置づけでは、公式令に印章の規定がある。但し、これは公印の規定であり、あくまでも官印と呼ばれるもので、内印（「天皇御璽」）、外印（「太政官印」）、諸司印、諸国印の四種類に分類される。ただ、現実の実物資料としては倉印、寺社印もある。これらの実物資料の中には、公式令に規定された印章自体は存在せず、印影として残っているに過ぎない。実物資料の官印やそれに準ずる印章は倉印・寺社印がいくつか残っている。これらは各官司とのやりとりなどの文書に押印するというように、官印に準じて使用されたので、私は「準公印」に分類している^(注4)。

ただ、これ以外にも私印と称するものが、文書に押された印影だけでなく、実物資料も相当数存在している^(注5)。私印のうちで、最も官印と同じような使い方をするのが「家印」で

ある。本来、五位以上が設置する「宅司」や、三位以上が置く「家司」といった家政機関が発給する文書をはじめ、ほとんどの文書には押印する必要は全くなかった。実際に正倉院文書などに見られる文書でも押印していないものがほとんどである。実際に、これらの家や宅が全く私的なものでないことは、これまでの研究が明らかにしており、「公的家」という表現を用いる研究者もいるように、これらの家政機関が公的な意味を持つことはいうまでもない。そのために、印章の使用が意識されるようになったのである。ここでいう「私印」は「官印」や「公印」に対する用語として用いていることをあらかじめ断っておきたい。

歴史上初めて「家印」が公的に公認されたのは、『続日本紀』天平宝字2年(758)8月25日条に見える勅である。ここでは、藤原仲麻呂が大保に就任したことに伴って、勅によって「別聽鑄錢舉稻及用惠美家印」とある。この仲麻呂家の家政機関から発給される文書には、この時から「惠美家印」という印文の印が押されたことになる。

とはいえ、この「惠美家印」以外の他の家政機関でも家印を用いていたかどうかはかなり疑問がある。9世紀以降でも家印がみえるものの、すべてに勅許があったかどうかは全くわかっていない。現実には、押印文書でなくても効力があり^(註6)、8世紀の個人的な文書である請暇解でも印章はない。また、その他の物品の請求や人物の召還を行う文書などにも押印はない。木簡でも事が足るくらいであった。

正式に、私印の中でも「家印」が公認されたのは9世紀に入ってからである。貞観10年(868)6月28日官符によれば、以下のように命令されている。

太政官符

応令封家用印事

右撰格所起請僞、印之為用、實在取信、公私挾此□決嫌疑、而案公式令、唯有諸司印、未見臣家之印、爰有勢諸家皆私鑄作、進官文外、皆僭印之、積習成常、無復疑慮、夫事不獲已人所必行、於公无害理宜容許、加之、太政官去斎衡三年六月五日封家調庸雜物可放捺印日収之狀、下知已訖、然而□用之制未詳、至今猶放白紙、家司雜掌爭論無絶、伏望、令諸封家皆得用印、但一寸五分以為其限、外於公家備於私用者、中納言兼左近衛大将從三位藤原朝臣基經宣、奉 勅、依請。

貞観十年六月廿八日

この史料にあるように、「臣家之印」が法律上存在しなかったことを受けて、この格が出されてはじめて正式にこの時に公認された。調庸雜物を封家に納めるに当たって、文書には押印することになっていたが、封家には印が無いことが問題になっていたようである。こういったこともあり、ここで正式に公認されたとみて良からう。

この時の印章は、「一寸五分」を限度として、それ以下の大きさであれば特別の制限は

付表1 四字印等

番号	印文	文書名	年紀	印面縦	印面横	押印
1	酒人公田校	近江国坂田郡上坂田郷長解写	天平宝字六年八月十八日			
2	生江息嶋	生江息嶋解	天平宝字三年四月八日	30	29	字面全面
3	鳥部名印	足羽郡書生解	天平宝字三年五月二十一日	29	28	字面
4	丸部足人	丸部足人解	天平宝字四年三月十九日	29?	28?	字面全面
5	丸部足人	丸部足人解	天平宝字四年七月二十五日	28	28	字面全面?
6	画師池守	画師池守解	天平宝字四年三月二十日	29	29	字面全面
7	□□□印	伊都内親王御施入願文	天長十年九月二十一日			末尾一行
8	徳圓□□	僧円珍受法印信	承和九年五月十五日			字面全面
9	大□□	民部省符	承和十二年九月十日	60	61	
10	寶□私印	近江国愛智荘定文	貞観十八年十一月二十五日			字面全面?
11	□□□印	近江国養父郡壘田売券	天安元年三月八日			紙継
12	□□□印	僧正聖宝起請文	延喜七年二月十三日			字面全面
13	去邪行正	按察使藤原有実家牒断簡	延喜十三年三月二十三日			字面全面
14	去邪行正	按察使藤原有実家牒	延喜十三年五月一日			字面全面?
15	去邪行正	按察使藤原有実家牒	延喜十三年八月二十九日			字面全面
16	山常私印	薬師寺念仏堂牒	承保二年四月十二日			字面全面、署名部分、紙継
17	山常私印	法隆寺金光院三昧堂牒	承保二年四月十二日			紙継と「券文」
18	□□□印	常暁請来目録	平安時代			
19	□□□□	住吉大社神代記	天平三年七月五日			郡判・職判と紙継
20	□□□□	文書断簡				

※ 今回取り上げるのは、13・14・15の「去邪行正」印

無かったことになる。実際の実物史料や、印影で残されている家印を見ても、およそこの範囲に収まるようである。また、印文に関しては、この官符に指定は無く、いろいろな文字が使えるのか、結構自由度が高そうに見える。実際、古文書に残された印影にも四文字印、二文字印、一文字印が存在している。付表1～3に示したように、印文はいろいろあるが、一文字の場合だと、藤原氏の「藤」を取ったりしたものが多い。多くは「～家」発給の文書に使用するので、諱の一字か姓の一字というのが通例のようである。二文字の場合は、8世紀では諱の二文字が多いが、9世紀以降になると、一文字+「印」が多い。また、苗字が成立する頃になると、それを入れることもある。四文字の時は、8世紀ではフルネーム、9世紀以降は「諱+私印」が見られる。史上初めての「恵美家印」のような「□

付表2 二字印

番号	印文	文書名	年紀	印面縦	印面横	押印	文書出典
1	足万	調足万呂解	天平宝字4カ	32	31	字面全面	大日古 25-302 ~ 303
2	宮衣	石川宮衣手実	宝亀 3.4.26	40		文書冒頭と年月日部分	大日古 6-316/ 拾遺 35
3	浄衣	白布袍				背部	銘文 2-289
4	九條	中右記部類巻第7	平安末期			現表紙外題	新指定重要文化財 9
5	九條	中右記部類巻第5・9・20・28	平安末期			現表紙外題	新指定重要文化財 9
6	□印	大和国添上郡司解	延暦 7.12.23	36	36	紙継	平 1-5/ 早古 1-10
7	□印	石川瀧雄家地売券	貞観 14.12.13	36	37	紙継	平 1-166/ 早古 1-14

□家印」の実例は無いが、あるいは一般的すぎて残っていないのかもしれないが、詳しくは不明である。

このように、印文についてはあまり定型は無いようであるが、①諱（実名）の全部か一部が印文に入るもの、②姓の一部か全部が印文に入るものに大別される。その諱か姓の一部を単独で用いるか、またはそれに「家印」とか「私印」、「印」などの文言が付く場合がほとんどのようである。

以上のように、家印はその家政機関が発給する文書の内容を保証し、トラブルを未然に防ぐのを目的に公認された。しかし、現実に家印の使用に関しては、この貞観 10 年（868）以降は正式に諸家の印が公認されてようやく使用され始めたものの、結局それほど定着することはなかったようである。11 世紀になると、押印文書自体の数がかなり少なくなり、特別の儀礼的な例を除いては次第に用いられなくなっていった。^(註7)それに伴ってか不明であるが、私印である「家印」も文書には最終的にはほとんどが用いられなくなっていったようである。但し、蔵書印のような使用法は残ったものとみられる。付表に載せてある印影もそのようなものが多々ある。

3. 「去邪行正」印の押印文書

以上のような経緯を経た「家印」であるため、実例の数は少ない。別に検討したことのある私請印儀礼に用いられて、後に家印のようになったものはあるものの、数が少ない。その中でも、唯一に近い例が今回取り上げる「去邪行正」印である。現在、この実物の印章自体は残されておらず、以下の3通が古文書の印影として残っているに過ぎない。

(1) 「按察使藤原有実家牒」(断簡) (「東南院文書」)^(註8)

(端裏書) 「延喜十三知家事以下奥書端」 「端紛失了」 (異筆)

此難定、須遣彼此公驗在地之國郡、依実弁糺、未然之間、不能返納、乞衙察之、以牒、

延喜十三年三月廿三日 知家事八戸「善根」

令長岑貞（草名） 書吏勝

代前山城大目「土形」 書吏欠

御監散位深江「忠人」

(2) 「按察使藤原有実家牒」(「東南院文書」第四櫃第一卷)^(註9)

按察使家牒 東大寺衙

不能忽返納高庭庄田之状 在因幡□□□□

牒、件□依先日衙牒状、□晏子内親□□之由、奉牒已了、而今衙今月廿三日 []

須随牒状返納件田、然而今尋 [] 家副代々本公驗、売□□家之由、既以 [] 之、

不能返納、但為衙被相妨之由、牒送彼内親王家、即令弁定事由、然後將以奉牒、乞衙

察之、令勒状、以牒、

延喜十三年五月一日 知家事八戸「善根」

書吏勝

書吏欠

令長岑（草名）

前山城大目「土形」

御監散位深江「忠人」

(3) 「按察使藤原有実家牒」(「東南院文書」第四櫃第一卷)^(註10)

按察使家牒 東大寺衙

因幡国高庭庄田之状

牒、件庄田須依衙牒状返納之、而依先日衙□状、可被弁定之由、牒送本財主晏子内親

王家已了、而于今未被弁定、今須随彼親王家牒状、差專使、將奉牒、乞衙察之、以牒、

延喜十三年八月廿九日 知家事八戸「善根」

令長岑（草名） 書吏勝

代散位「土形」 書吏欠

御監散位深江「忠人」

以上の三通に「去邪行正」印が文字の部分全面を覆うように押されている。押印の方法自体は8世紀から存在するものであり、真新しいものではない。しかし、このような印文

付表3 一字印

番号	印文	文書名	年紀	印面縦	印面横	押印	文書出典
1	書	造東寺司解	勝宝 2.12.23	41	41	他田水主 署名部	大日古 3-471 ~ 475
2	書	写書所解	勝宝 3.4.5	42	42	紙継	大日古 3-495 ~ 500
3	佐	佐伯宿禰今毛人同 眞守連署送錢文	宝亀 7.3.	33	33	字面	大日古 23-615 ~ 616
4	酒	酒人内親王家御施 入状	弘仁 9.3.27			字面全面	平 1-45/ 東大寺 1-6
5	用	日根秋友解	天長 6.2.10	65	64	郡判、庁 判	中村直勝
6	用	紀伊国司庁宣	承和 13.10.12	65	64		中村直勝
7	用	日根秋友処分状	元慶 2.10.5	65	64		中村直勝
8	用	日根秋友処分状	承平 5.6.21	65	64		中村直勝
9	財	丹波川人郷長解写	寛平元 12.25			追記部分	平 11- 補 256
10	財	類聚歌合 (20 卷本)	12 世紀	27	29	規格料紙	平安歌合集下
11	文	玉篇卷第 24 断簡	唐代			卷首	重要文化財 19
12	龍カ	卜筮書卷第 23 断簡	唐代			卷末と旧 表紙	新指定重要文化財 7
13	藤	史記卷第 29 河渠書 第 7 残卷	唐代			尾題と紙 継	新指定重要文化財 7
14	藤	右大臣藤原忠平家 牒	延喜 20.9.11			字面全面	平 1-217/ 聚英 26
15	愛	源昇家領近江国土 田莊田地注文	承平 2.1.21			字面全面 と日付、 紙継	平 1-239/ 聚英 22
16	□ (太カ)	近江国大国郷壘田 売券	嘉祥元 .11.3	35	36	紙継	平 1-89
17	□ (太カ)	近江国依智秦公福 万壘田売券案	仁寿 4.4.5	35	36	紙継	平 1-114
18	□ (太カ)	近江国大国郷壘田 売券	貞観 5.3.29	35	36	紙継	平 1-135
19	□ (太カ)	近江国大国郷壘田 売券案	貞観 5.11.15	35	36	紙継	平 1-140
20	□ (太カ)	近江国大国郷壘田 売券	貞観 6.3.5	35	36	紙継	平 1-144
21	□ (太カ)	僧高德壘田売券	貞観 8.10.24	35	36	紙継	平 1-150
22	□ (太カ)	近江国大国郷壘田 売券	貞観 8.11.21	35	36	紙継	平 1-151
23	□ (太カ)	近江国養父郡壘田 売券	貞観 10.4.13	35	36	紙継	平 1-159
24	□	肥前国武雄社四至 実檢文	天曆 5.2.11				平 1-258
25	□	肥前国武雄社使上 分田貢進状	天仁 2.8.24				平 4-1708
26	□	肥前国武雄社使上 分田貢進状	天永元 .10.11				平 4-1732
27	□	肥前国武雄社使上 分田貢進状	天永 3. 正				平 4-1764
28	□	肥前国武雄社使上 分田貢進状	天永 3.12.17				平 4-1788

番号	印文	文書名	年紀	印面縦	印面横	押印	文書出典
29	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	永久 2.12				平 5-1816
30	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	永久 3.12.16				平 5-1842
31	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	永久 4.10.4				平 5-1859
32	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	永久 4.12				平 5-1865
33	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	永久 5.11.28				平 5-1878
34	<input type="checkbox"/>	武雄社上分田奉免 状	元永元 .10				平 5-1894
35	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	元永 2.10.2				平 5-1902
36	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	元永 3.2.10				平 5-1907
37	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	保安元 .10				平 5-1913
38	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	保安 2.10				平 5-1918
39	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	保安 2.12.16				平 5-1927
40	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	保安 3.10.7				平 5-1969
41	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	保安 4.10.30				平 5-2004
42	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	保安 5.3.15				平 5-2010
43	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	天治元 .10				平 5-2022
44	<input type="checkbox"/>	某書状	保延 2.2.10				平 5-2338
45	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	平治元 .11				平 6-3040
46	<input type="checkbox"/>	大宰府政所下文	平治元 .12.25				平 6-3043
47	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	永暦元 .12				平 7-3118
48	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	応保 2. 閏 2				平 7-3192
49	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上 分田奉免状	応保 3.4.29				平 7-3254
50	<input type="checkbox"/>	肥前国杵嶋五所社 司藤原貞門解	仁安 3.2.13			字面	平 7-3449
51	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社司藤 原貞門解	承安 2.12.20				平 7-3613
52	<input type="checkbox"/>	僧覚俊解	安元 2.2				平 7-3737
53	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄神社本 司藤原貞門解	安元 2.3.10				平 7-3749
54	<input type="checkbox"/>	肥前武雄社藤原貞 門讓状	寿永 2.12.15			字面	平 8-4121
55	<input type="checkbox"/>	伊賀国阿拜郡柘植 郷墾田売買券	天 平 勝 宝 元 .11.21			年号及び 郷長署名	大日古 3-334 ~ 335/ 東大寺 2-471

番号	印文	文書名	年紀	印面縦	印面横	押印	文書出典
56	□	玉篇巻第 22	延喜 4.1.15			巻頭巻末 奥書	原色版国宝 3-49
57	□	永作手田宛行状	永保 2.1.20				平 4-1189
58	□	類聚歌合 (20 巻本)	12 世紀	23	21	規 格 料 紙、別 に 「財」印	平安歌合集下
59	□	無動寺政所下文	寿永 3.2			文頭文末 花押	平 8-4139

はこれまでは見ることの無かったものである。もちろん、文書や実物資料が現存していないだけかもしれないが、多くの私印は名前の一部を取ったり、「～家印」とするものが通常の例であることはみたとおりである。このような「去邪行正」という意味のある用語を用いた例は無かったとみてよかろう。

それで、この文書群の内容であるが、(1)には事書きより前が欠損しているため、明記されていない。しかし、日付の後に家政機関の知家事や書吏の名前が見えているので、「按察使藤原有実家」から出された文書とみられる。しかも、いずれも文面に「吃衛察之」と入っていることから、「東大寺衛」に対して出されたことは確実であろう。したがって、三通とも藤原有実の家政機関から東大寺に出された文書で、いずれも因幡国高庭荘に関することなのである。

因幡国高庭荘は、因幡国高草郡に所在し、国造勝磐らの協力によって天平勝宝 8 年 (756) に 67 町 9 段 219 歩が東大寺領として勅施入された初期荘園である。その後、天平神護元 (765) 年には合計 73 町 8 段 75 歩が高庭荘の規模となった。ところが、延暦 20 年 (801) になって、そのうちの 55 町 1 段ほどが東大寺三綱から参議であった藤原縄主に売られ、延暦 22 年 (803) には同荘園の 12 町 8 段ほどが因幡守の藤原藤嗣に売却されている^(注12)。高庭荘はこの時点で、わずか 5 町 8 段ほどの東大寺領と藤原氏領に分断されていたことがわかる。

この後、東大寺はこの高庭荘を奪還する試みを繰り返すことになる。承和 9 年 (842) 7 月 24 日付け「因幡国司解」によれば、まず、承和 5 年 (838) に東大寺は石川真主を現地へ派遣し、実態を把握してから、同 9 年に当時の売却は東大寺三綱が僧綱の判を請うて、勝手に売却したものであるから、返還を太政官へ申請した。この東大寺の申請結果は文書が残っていないため不明であるが、その後も東大寺が奪還を試みていることから、承和の奪還運動は失敗したとみてよかろう。^(注13)

この藤原氏の所有した高庭荘は、その後どうなったであろうか。林陸朗氏や阿部猛氏、松原弘宣氏らの研究によって、次のことが明らかになっている。^(注14) ^(注15)

弘仁 14 年 (823) の国図に見える「源寛」が一部を領掌し、最終的に延喜年間までに^(注17)

は晏子内親王の領地となり、上記（２）の文書と延喜13年（913）10月3日付けの東大寺解によれば、藤原有実と紀高子が領掌するところとなっていたことがわかる。晏子内親王家からの売得であることが理解される。^(註18)その後、10世紀の間にこの荘園は姿を消すとされているので、東大寺の荘園回復運動は結局実を結ばなかったようである。

以上のような経過を経た因幡国高庭荘であるが、この東大寺の荘園回復運動の流れの中で3通の文書を理解するとどうなるであろうか。この三通は、同じ延喜13年中に出されたものであるが、（１）が3月23日、（２）が5月1日、（３）が8月29日と一連の流れになっているので、一体で解釈する必要がある。

まず、今回の文書の主体である按察使藤原有実は、北家藤原冬嗣の孫にあたり、東大寺から高庭荘の一部を売却された縄主が式家、藤嗣が北家魚名流となり、同じ藤原氏でも系列が少し異なっている。しかし、直接有実がこれらの藤原氏から手に入れたのではなく、晏子内親王家からの売得である。そこには、他の藤原氏や東大寺は本来的には絡まないはずであった。しかし、ちょうど東大寺による承和の奪還運動が挫折してからの第二弾の奪還運動時期に当たっていたようで、有実家としては、東大寺の高庭荘返還要求に対する反論として3通の文書があるといえる。

（１）の延喜13年3月23日段階では、断簡になっていて意味の取りがたい面があるが、証拠がはっきりしない以上、返納できない旨を東大寺に対して述べている。

（２）の延喜13年5月1日では、ここでも虫食いなどで読めないところもあり、意味が不明瞭なところもあるが、東大寺の高庭荘返納請求に対して、藤原有実家側ではその旨を元の持ち主の晏子内親王家に知らせたことが述べられている。しかも、東大寺の衙は更に牒を送り、高庭荘の庄田を返納するように言ってきたので、改めて公驗等を添えて東大寺に対して購入したもので、返納できないことを表明した。加えて、東大寺の衙のために元の持ち主の晏子内親王家にも知らせたことを述べて、東大寺には返納できないことを改めて主張している。

（３）の延喜13年8月29日には、改めて一旦高庭荘の庄田については東大寺の衙の牒によって返納し、「弁定」された旨を元の持ち主であった晏子内親王家にも知らせたことが述べられている。それにもかかわらず、まだ「弁定」されてないとはどういったことかという点を問題にし、内親王家の牒によって「専使」を派遣する旨が述べられている。

このように、高庭荘の庄田については有実側としては元の持ち主の晏子内親王家の公驗を持ちだしたり、実際に文書を発給してもらって東大寺側の返還請求を拒否する方向へ持っていることは明白である。そのため、同年の10月3日になって、東大寺側は、有実側の主張は虚偽であるとして、太政官に対して裁決を求めるに至っている。^(註19)

実際には、この訴えに対する太政官側の史料が残されていないため、どのような裁決がなされたのか不明である。しかし、これまでの研究では東大寺側の訴えは通らず、高庭荘の東大寺への返還はならなかったとされている。すなわち、東大寺は執拗にこの高庭荘の返還を狙っていたにもかかわらず、結局は実現しなかったようである。

以上のような経過を経た因幡国高庭荘であるが、この東大寺側の要求にもかかわらず、藤原有実家が東大寺の衙に対して発給した文書にははっきりと拒否の態度を鮮明にしていたのである。現存するこれらの延喜13年の3月から8月にかけての3通の文書にはすべて押印されている。文書の性格がはっきりしたので、この点を念頭に置いて、次にこの印について考えてみる。

4. 「去邪行正」の印文

ところで、先に、私印の一般的な印文は、印文に定型性は無く、自由度が高く、一字から四字までの印文があり、そこには諱（実名）か姓を用いるものが普通であると述べた。それに対して、今回取り上げている文書に押印された印は「去邪行正」という極めて特異な印文である。意味は、文字通り、「邪を去りて、正しきを行う」という意味である。

この四文字の成句と同じものは中国の古典では見ることは出来ないが、「去邪」という語はかなり古くから用いられている。すでに漢訳仏典にも見られるが、儒教の経典にも見られることから、史書にもよく用いられている。『史記』卷四十一の「越王勾踐世家第十一」に「莊生驚曰：「若不去邪？」と見えており、すでに漢代には普通に用いられていた。

また、唐代には「去邪勿疑」という定型句があったようで、『旧唐書』の列伝に散見する。しかし、「去邪行正」という語は管見の限りでは見る事が出来なかったが、極めて近い四字成句は存在する。『晋書』卷五十二の「華譚伝」（列伝第二十二）に、

今誠風教大同、四海無虞、人皆感化、去邪從正。

とあり、文意的には「去邪行正」と同じと見てよい。したがって、意味的には変化はないものの、「家印」として、公的な意味合いを持たせて、その家政機関から発給されたことを示すために押印するにはいささか奇妙な文意である。

このことを指摘して、次に押印方法を見ると、3通ともすべての文字が書かれた上に押されている。これは、8世紀以来の公文書・私文書を問わず、押印文書に典型的に見られる様式である。荻野三七彦氏の研究によれば、9世紀に入ると、唐風の影響によって公文書などは三顆式と呼ばれる方式が出始めている。^(注21) 一種の省略型の押印方法である。三顆式は、『類聚国史』天長元年（824）5月15日条に、「印遣渤海勅書、日月踏印」とあり、日付の上に押印し、更に文書の第一行目と日付の下に押す方式である。^(注22) 主に外交文書に用い

られた方式であろうが、9世紀辺りから徐々に文書に押印する方式として用いられたと言われている。しかし、事例では、本例にもあるように、必ずしもこの方式ばかりでは無い。それどころか、もっと違ったものも存在する。

例えば、延長5年(927)12月27日付けの小野道風筆「円珍贈法印大和尚位並智証大師諡号勅書」では、最初の出だしの部分は文字全体を覆うように3顆押されている。次に本文には押印は無く、日付に2顆、最後の「奉」以下の部分は文字を覆うように押印されている。いわば8世紀型と三顆式の折衷型であろう。三顆式以外にもこのような省略型も存在する。いずれにしても10世紀になると、外交文書以外にこのような省略型が勅書であっても登場しているのである。

とはいえ、まだ9世紀の段階では、多くの文書の実例では、8世紀以来のすべての文字のところに押印する方式が採用されており、9世紀ではまだこの方式の方が一般的であったようである。しかし、10世紀になると、急速に省略型が進行してきていると見てよからう。今回考察している3通の文書は、延喜13年(913)という10世紀前半のもので、小野道風筆「円珍贈法印大和尚位並智証大師諡号勅書」と近い時期のものである。しかし、3通ともすべての文字のところに押印されていることから、8世紀以来の伝統に基づいて、最も正式と思われる押印方法を採用したということができよう。新しい省略型の押印方法を用いていないのである。

以上、考察したように、藤原有実家から東大寺の衙に宛てた3通の文書はいずれも正式の文書で、藤原有実家の家印を伝統的な正式の押印方法で押したものであることは明白である。加えて、その家印の印文が「去邪行正」という極めて特異な印文となっているのである。このことは何を意味しているのであろうか。

通常の家政機関から発給される文書に押されるのは、大抵はその家の主人の姓か諱の一部であったことは先の付表1～3に見えることから明らかである。先に考察したように、本来、押印の目的は、その文書が間違いなく発信先から発給されたことをはっきりさせるのが目的である。そのことで、文書に関するトラブルを未然に防ぐことが、貞観10年(868)6月28日官符で家印を認めた本来の意味であった。

しかし、本稿で取り上げている「去邪行正」の印文では、これが藤原有実家から発給されたことだけを示すとはとても言いがたい。そこには別の意図があつての押印と言わざるをえない。単に証明するだけでは、「按察家印」とか、「有実家印」等という印文でも十分なはずである。それを取えてこのような印文を押したのには東大寺に対する何か意図があるとみてよからう。

これらの文書が発給された目的は、東大寺の高庭荘返還請求に対して、有実側は晏子内

親王家から正式な手順で購入したもので、決して不法に入手したのではないことを東大寺に対して主張することであった。購入の証拠書類である公験などを添えて、誤りの無いことを述べている。

このことから推測すれば、敢えて「去邪行正」という印文を押したのは、東大寺側の返還請求が極めて不当なものであり、有実家側の主張が正しくそうなるようにと言う意思表示のためではなかったのだろうか。文字には呪力があるといわれるように、土器などに一文字を書いたり、漢字一文字のものを持ったりする習慣があったことは知られている。そのことを考えると、東大寺へ発給した文書に、他に類例の無い「去邪行正」印を家印としてわざわざ押したのは、有実側の主張が正しいことを表明し、東大寺側に諦めるように願いを込めるとともに、有実家側の意志を表明したものとみられよう。

5. おわりに

以上のように、最後は推測に走りすぎたきらいはあるが、「去邪行正」印という極めて特異な意味を持つ印文に関する考察を試みた。ただ、印文だけではこの文書に押された意味を理解するのは困難であったので、文書自体の分析を併せて試みた。本稿で得られた結論は以下の通りである。

- ①家印は、文書の信頼性を保証する目的で押印するもので、8世紀から存在はしているが、制度的には9世紀中葉に確立した。
- ②家印の印文には四字印、二字印、一字印とあるが、いずれもそのほとんどが家の主人の姓や諱（実名）の全部か一部を取って作られている。
- ③藤原有実家の印のみが特異な文言で、「邪を去って、正しきを行う」という意味を持って、しかも東大寺に宛てた文書にのみ押印されていた。
- ④この印章によって、東大寺の荘園奪還運動が誤っていることを暗に東大寺側へ知らせるとともに、不当な要求には屈せず正しいものが勝利することを表明した形であった。

従来は、3通の古文書に書かれた内容のみから判断されがちであるが、印章から考えると、このような見方も可能であることを示した。いずれにしても、10世紀は時代の転換点であり、まだまだ解明しないといけないことも多い。9世紀に公認された家印が11世紀になる頃にはほとんど用いられなくなった。ただ、私印自体は残り、私請印儀札などのような形態であったり、実用印としては蔵書印などのような使われ方があった。文書と私印のつながりについてはまた別途考える必要があるだろう。ともかく、今は筆を置き、大方の批判を請いたい。

（どばし・まこと = 京都府立総合資料館専門幹）

- 注1 荻野三七彦『印章』（日本歴史叢書13 吉川弘文館）1966年、門田誠一『はんこと日本人』大巧社 1997年
- 注2 『日本古代印集成』国立歴史民俗博物館 1996年、『日本古代印の基礎的研究』（国立歴史民俗博物館研究報告第79集 国立歴史民俗博物館）1999年
- 注3 拙稿「私印論」（『日本古代印の基礎的研究』所収）
- 注4 拙稿・注3論文、第一章
- 注5 現存出土印については、今回の考察とはいささかずれるので付表としては挙げていないが、前掲注3論文に現存私印の一覧表を挙げておいたので、そちらを参照されたい。
- 注6 中野栄夫「『白紙』について」（『古代史論叢』中巻 吉川弘文館）1978年
- 注7 拙稿「私請印儀礼について」（岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』 塙書房）2001年、告井幸男「貴族の家請印について」（同『撰関期貴族社会の研究』 塙書房）2005年
- 注8 『大日本古文書』「東南院文書之二」820号、『平安遺文』208号
- 注9 『大日本古文書』「東南院文書之二」568号、『平安遺文』209号
- 注10 『大日本古文書』「東南院文書之二」569号、『平安遺文』210号
- 注11 「延暦二十年十二月十六日付け東大寺三綱牒案」（『平安遺文』21号）
- 注12 「承和九年七月二十四日付け因幡国司解」（『平安遺文』74号）
- 注13 以下の諸論文でもこの見解は一致している。
- 注14 林陸朗「初期荘園の一形態」（同『上代政治社会の研究』 吉川弘文館）1969年
- 注15 阿部猛「初期荘園の没落過程—東大寺領因幡国高庭荘—」（『ヒストリア』第60号）1972年
- 注16 松原弘宣「東大寺領因幡国高庭荘について—政治的動向を中心として—」（『日本歴史』第215号）1966年
- 注17 「延喜五年九月十日付け因幡国高庭荘検田帳案」（『平安遺文』193号）
- 注18 『大日本古文書』「東南院文書」、『平安遺文』211号
- 注19 注(18)に同じ。
- 注20 『旧唐書』卷七十一「列伝第二十一」魏徵等。
- 注21 荻野・前掲注1書
- 注22 荻野・前掲注1書
- ※各付表の数値等は、注2の『日本古代印集成』によった。

